令和８年度　校務員（会計年度任用職員）
名簿登録者募集要項

令和８年１月15日制定
令和８年11月６日改定

令和８年４月１日以降に任用する会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。
※登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和９年３月31日まで有効です。

１　募集職種
校務員

２　主な勤務内容
（1）清掃、植木剪定、除草及び塗装等の環境整備業務
（2）校内備品の修理及び修繕業務
（3）学校行事の運営に関する業務
（4）上記（1）から（3）の他、校長及び教頭が指示する業務

３　募集対象
（1）特に資格及び免許等は必要ありませんが、意欲的に清掃、 剪定、除草、簡易な営繕及び工作ができる者
（2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者
（3）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でない者

欠格条項（地方公務員法第16条）
1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　勤務条件

任用期間	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで ※　欠員状況等により、上記任用期間の途中から任用を開始する場合があります。 ※　任用期間終了後、引き続き任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日から金曜日まで（週５日）
勤務時間	週38時間45分 午前８時から午後４時30分まで（休憩時間45分） ※　公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
週休日及び休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
勤務場所	吹田市内の小学校又は中学校
給料	月額　195,800 円 ※　別途、地域手当を支給。
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。その他、一定の条件のもと退職手当の支給があります。
休暇	任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	健康保険（大阪府市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険、吹田市勤労者福祉共済制度等 ※　勤務が継続して６か月を超えた場合は、吹田市職員の退職手当に関する条例の適用を受けます。 ※　勤務が継続して１年を超えた場合は、大阪府市町村職員共済組合（長期）に加入します。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	・　任用開始時は条件付採用とし、原則として任用後1か月（又は実勤務日数が15日を満たすまでの期間）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 ・　本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

	・　特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、吹田市教育委員会の任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・　このため、あらかじめ、任用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

※4 勤務場所については、面接時等にお伝えします。また、採用後に勤務する小学校又は中学校が変更になる場合があります。

※5「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

5　登録手続

(1) インターネット申込みの場合【原則】

ア 登録申込フォーム

吹田市ホームページ内の登録申込フォームのリンクにアクセスし、入力してください。登録申込フォームで入力項目を事前に確認し、入力内容を準備した上で手続をしてください。写真（申込前3か月以内に撮影した上半身脱帽、正面向きで、本人と確認できるもの）のアップロードが必要です。アップロードできるファイルの形式は、「.jpeg」、「.jpg」、「.png」です。

イ 誓約書

登録申し込みフォームへの入力後、

・　誓約書

を教育総務室へ郵送又は持参してください。

ウ 注意事項等

（ア）登録申込みの際に、利用者登録の必要はありません。システム上、入力には一定の時間制限がありますので入力の際には、注意してください。

（イ）登録申込フォームから手続を行った後に、「申込完了通知メール」が吹田市から自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続に不備がある可能性がありますので、教育総務室へ連絡してください。

（ウ）登録に使用するメールアドレスは、パソコンかスマートフォンのメー

ルアドレスを使用してください。フリーメールでも登録可能です。ただし、フィーチャーフォンのメールアドレスで申込みされた場合、「申込完了通知メール」が届かない場合があります。

（エ）登録申込内容に不備がある場合には、申込者へ内容照会することがあります。

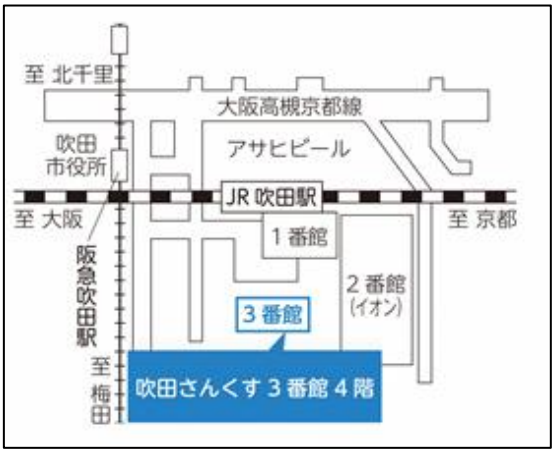
（2）インターネット申込みができない場合

・　登録票
・　誓約書

を、「6　問合せ・提出先」へ郵送又は持参してください。郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員（校務員）登録票　在中」と記入してください。

6　問合せ・提出先

〒564-0027
大阪府吹田市朝日町3番412号
吹田市教育委員会
学校教育部教育総務室　人事担当
電話　06-6155-8063
メール
kyosomu@city.suita.osaka.jp



（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第 440 号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。